


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に対応するため、東大和市高齢者住宅条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 公営住宅法の改正に対応するため、認知症である者等で収入申告をすること等が困難な事情にあると認める者の収入申告義務を免除し、省令第9条に規定する調査により把握した収入に応じて使用料を決定できるようにする改正を行う。(第14条、第29条、第31条、第33条、第36条)</p> <p>② 公営住宅法施行令、同施行規則の改正に伴う引用条項の条ずれに対応するほか、文言整理を行う。(第13条、第14条、第31条、別表(第3条関係))</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 認知症である者等への適切な対応を図ることができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。				
3. 留意事項（問題点等） 特になし。				
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。